

## (2) 保存管理の方法

### ① 保存管理の具体的な方法

史跡佐渡金銀山遺跡を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きくは「管理」と「復旧」がある（下表参照）。保存管理にあたっては要素の内容や状況等に応じて必要な管理や復旧策を講じるものとする。なお、下表に示す維持管理と定期的薬剤散布等一部の防災、遺構保存措置以外の行為については、基本的には現状変更等の行為の対象となるものである。そのため、応急的な措置を講じる必要があるもの以外については「整備計画」等に基づき、計画的に実施する必要がある。

表 5-2 保存管理の方法

管理	史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置			
	保存・管理	維持管理	点検	史跡の本質的価値を構成する諸要素、保護に有効な要素、整備施設等の見回り、保守点検等
			維持的措置	清掃・除草・水やり等や、維持的措置の範囲としての軽微な補修
		保存施設	史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく、保護覆屋等の設置	
	防災	防災施設	木材等可燃性からなる建造物等の火災防止のための防火施設の設置	
		耐風・耐震のための補強等	建造物等の構造の補強や、樹木等による防風帯の設置	
		急傾斜地等の崩落防止	急傾斜地等への土留施設等の設置	
		病虫害防除	木造建造物や樹木の病虫害防除、被害拡大防止措置	
	復旧	史跡がき損し、衰亡している場合に、衰亡前の状態に戻す措置		
		遺構保存	保存処理	遺構の劣化及び風化等の進行防止や速度低下のための処理を施すこと
保存環境の改善			遺構保護の観点からの覆土や土砂の撤去、植物の伐採・植栽等植栽管理、排水等水処理施設の設置等を行うこと	
修復		保存修理	き損し又は劣化及び風化、破損している遺構をもとの材料及び工法を用いてき損等の前の状況に復すること	
	復元修理	保存修理の一部、欠失又は改変によって価値が低下した遺構の一部を復元すること		

## ② 対象とする要素と保存管理の主体

### 1) 保存・管理

#### <維持管理>

**対象とする要素**：指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）及びその保存施設、文化財保存活用施設（史跡隣接地の施設も含む）等の史跡の保護に有効な要素

**保存管理の主体**：管理団体及び施設所有・管理者が協力・連携して行う。公開に供されているもの、または、公益的機能を有するものは、施設管理者等が目的に応じた維持管理を行うが、軽微な補修等を伴う維持的措置については、管理団体、所有者、施設管理者等関係機関が調整の上実施する。

### 2) 防災

**対象とする要素**：指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）及びその保存施設、文化財保存活用施設（史跡隣接地の施設も含む）等の史跡の保護に有効な要素

**保存管理の主体**：遺構に直接関わることは管理団体が行う。本質的価値である遺構と一体となった土地の保全のための防災対策については、所有者・管理者が管理団体と協議の上、実施する。

### 3) 遺構保存

#### <保存処理>

**対象とする要素**：指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上遺構：歴史的建造物・土木構造物、工作物）

**保存管理の主体**：管理団体が各種調査検討等を踏まえて行う。

#### <保存環境の改善>

**対象とする要素**：指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）

**保存管理の主体**：遺構に直接関わることは管理団体が行い、その他については管理団体と施設所有・管理者が協力・連携して行う。

### 4) 修復

**対象とする要素**：指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）、石垣・土塁等遺構の修復に際して遺構と一体的に復元修理等を実施した箇所、文化財保存活用施設（復元地形、往時の材料・工法による歴史的建造物等の復元施設）

**保存管理の主体**：管理団体が各種調査検討等を踏まえて行う。但し、必要に応じて施設管理者に対し調整・協力を要請する。

### ③ 管理

#### 1) 保存・管理

##### <維持管理>

維持管理は遺構等の保存環境を一定の状態で維持する基本的な方法であることから、要素の内容等に応じて日常的、定期的等を実施する。維持管理の行為としては、点検と維持的措置がある。

##### ■ 点検

- ・要素の状況等に応じて、日常的、定期的、経年的、臨時的点検を行う。
- ・日常的点検では、公開・活用されている本質的価値を構成する諸要素及び文化財の保存活用施設等の見回りによって、保存状況に変化が見られないか等の点検を行う。
- ・定期的点検では、史跡指定地全域を対象に日常的点検範囲よりさらに広域、詳細な保存状況の点検を実施するとともに、整備施設等の法令等に基づく保守点検を実施する。
- ・経年的点検では、経年的な風化・劣化等がみられる遺構については変位調査等を行い、必要な保存措置のためのデータを蓄積する。特に近代遺跡については、部材等の状況に応じてモニタリングを行う。
- ・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、指定地内及び指定地内外の保存・活用関連施設の現状の確認のために行う。

##### ■ 維持的措置

- ・維持的措置とは、清掃・除草・水やり等の通常の管理行為、軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急的措置等をいう。
- ・日常的な維持的措置としては、清掃、植物の除草・水やり等、公開施設の施錠等を適切に行う。
- ・定期的な維持的措置としては、除草・剪定・病虫害防除等の植物管理、木造建造物の防腐・防蟻処理、近代遺跡の鉄材のペンキ等錆止塗装、機械類等の清掃・給油等要素の内容に応じて必要な措置を行う。
- ・点検によって、遺構等の本質的価値を構成する諸要素や、史跡説明板等の文化財保存活用施設に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧措置等を維持の措置の範囲で行う（維持の措置の範囲の具体例についてはP5-24参照）。
- ・なお、災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更届」や「き損届」の対象）を講じる。

##### <保存施設>

- ・保存すべき史跡の所在地や範囲、価値の内容を周知するために、標識、説明板等を適宜設置する。
- ・佐渡金銀山遺跡は平成6年度の史跡指定から平成23年度の追加指定まで、数回の追加指定や名称変更を行っており、指定地も広範囲に分布している。これら史跡の内容を周知し、文化財保護意識の啓発を図るためにも、適切な位置に最新の情報に基づいた名称標や史跡の

説明板等を設置する。

- ・すでに設置済みの保存施設については、点検や維持的措置によって適切に施設の維持管理を行い、史跡名称・説明内容の変更等にも適宜対応するものとする。覆屋については日常的・定期的維持管理によって、遺構の風化・劣化を抑制する機能の維持を図る。
- ・保存施設の更新・新設に際しては、点在する史跡を有機的に関連づける統一したデザインを用いるとともに、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。

## 2) 防災

- ・佐渡金銀山遺跡は広範囲に異なる立地条件の下に分布する遺跡であり、それを構成する要素の性格や内容等が様々であるため、それぞれの状況に応じた防災計画を立案する。防火・防犯、震災・水害対策等についての全般的な取組については、6. 防災計画にまとめている。
- ・鉱山遺跡として、間歩・坑道等がすでに公開・活用されているが、落盤等の事故に備えての安全対策を十分に講じるとともに、現在の公開施設の日常的、定期的、臨時的な安全点検等を実施する。
- ・露頭掘り跡、内部を公開していない間歩・坑道で、公道や見学路等に隣接するものについては、人的災害や遺構の保存の上からも人止柵等を設置する。既存の柵等については、定期的点検等に基づき、必要に応じて補強や更新を行う。
- ・指定地の中には、地滑りや土石流、土砂災害等の恐れがある地域や隣接地で落石が発生している急斜面もあるため、現状調査・災害履歴調査等に基づき、必要に応じて急傾斜地等の崩落防止策を講じるものとする。既存の擁壁等防災施設は定期的点検に基づき排水施設の清掃等による機能の維持を図るとともに、更新に際しては、史跡景観に調和した工法等についても検討する。
- ・近代遺跡の建造物の中には、き損や材料の劣化・風化が進んでいるものが多くみられ、また海岸部に近い指定地では冬期の季節風といった厳しい気象条件下にあることから、建造物等の価値を損じない範囲において、要素の性質・保存状況、立地等に応じた、耐震・耐風のための補強策や防風策等を講じる。
- ・木造の建造物（復元施設含む）や樹木の病虫害防除についても、定期的な維持管理行為の中で計画的に実施し、被害の発生防止・予防に努めるものとする。

## ④ 復旧

### 1) 遺構保存

#### <保存処理>

- ・石造物の経年的な劣化、風化等に対しては、進行防止や速度低下のための薬剤塗布・注入等による強化処理等を必要に応じて行う。すでに保存処理を施した遺構についても、経常的な点検によって風化の進行等が認められた時には、同様の処理を行う。

- ・コンクリート、鉄、煉瓦といった近代遺跡の建造物に用いられている材料については、モニタリングを含めた各種調査に基づき、修理方法等を決定し、緊急度に応じて計画的に実施する必要がある。これら修理計画に基づき、解体や補強等の復旧処理と並行して、材料や部材間への撥水材や強化材・接着剤等の塗布・注入等による適切な保存処理を行う。

#### <保存環境の改善>

- ・鉱山の休止・閉山後に、自生、植栽された遺構上の植物については、根の伸長等によって遺構に損傷を与える恐れがあるものは、除去する。また、遺構の顕在化を図るために密生した樹林については、場所毎に取扱いを検討する。
- ・防風や斜面地の安定化のために、必要に応じて植栽等による環境改善も検討する。
- ・近代の建造物で遺構上に土砂の堆積がみられるものがあるが、地下水の浸透や植物の成長等によって遺構に損傷を与える恐れがある場合は、土砂の撤去を行い、必要に応じて露出部分の保存処理等も検討する。基本的には近代の建造物の露出部分は盛土等を行うことなく、現状の姿で保存管理を行う。
- ・遺構周辺に繁茂する木竹類で、根の伸長や湿潤な環境によって遺構の保存に影響を与える恐れがあるものは、伐採等による保存環境の改善を図る。ただし、樹根によって地盤が安定していることも配慮して、適切な措置を執る。

## 2) 修復

- ・現存遺構で、木造建造物、石垣等石造工作物、鉄造等の近代の建造物については、モニタリングを含めた各種調査とその成果を反映した整備計画に基づき、保存修理または復元修理を計画的に実施する。
- ・修復方法については、遺跡の性質、遺構の現状、周辺環境等に応じて適切な手法を選定する。
- ・その一部が失われた石垣や近代の建造物のうち、復元修理を行うことによって残存遺構のより確かな保存が図られる場合や史跡の正しい理解を得る上で効果が大きい場合、歴史的景観の復元が望ましい場合は、十分な資料調査等に基づき復元修理を検討する。また、海岸部など自然条件が厳しい場所において、材料の劣化・風化が激しく、原形を留めないものについては、材料の保存と活用（本来の形状の理解）の観点から、部材の交換等も検討する。

### (3) 要素別保存管理

#### ① 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の本質的価値を構成する諸要素は、(2) 保存管理の方法で示した、維持管理を基本として、現状を維持し、遺構等の状況に応じて、保存施設の設置、各種防災策、遺構の保存策、遺構の修復といった方法で適切に保存管理を行う。

要素別の保存管理の方法については、以下のように取り扱う。

#### 1) 地上遺構

##### ■ 土塁、造成地形、堀跡、素掘り井戸

- ・地形の凹凸や地表上に認められる地割等の跡といった土の遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、点検に基づき、小規模な崩落や土砂の堆積等については早期に維持的措置で対応する。
- ・経年的に植物が繁茂し、木竹類が生育、侵入すると遺構が損傷することから、除草等の植物管理を徹底する。
- ・井戸については、埋没、泥沼化が進行しないように、雨水等の流入を避けるための排水処理や、保護覆屋等の保存施設の設置も検討する。
- ・本格的な復旧が必要な際には、遺構の状況等に応じて適切な手法を検討する。

##### ■ 石垣、石造工作物・構造物

- ・石垣としての構造体を維持することが重要であり、孕みや緩み等が生じていないかの点検を重点的に行う。天端や積石間に実生木の萌芽等がみられた場合は石垣の破損の原因になるため、早期に除去する。
- ・小規模な破損は維持的措置で対応し、本格的修理が必要な際には、破損状況調査等に基づき、復旧する。
- ・近代の石垣や石造工作物・構造物は、護岸(河川・港湾)、法面、橋梁、建物基礎等の多くの箇所に見られ、タタキ工法等特殊な工法も残存するため、佐渡市において破損の進行の程度等を観察し(モニタリング)、施設管理者との調整の上、計画的に復旧する。

##### ■ 石造物(石塔類)

- ・日常的・定期的な維持管理によって現状を維持する。石造物の劣化の原因となる苔類の付着が認められる場合は、維持的措置として定期的に除去する。
- ・石材の風化や劣化が生じた際には、必要に応じて薬剤等による強化、撥水等の保存処理を行う。

##### ■ 木造建築物

- ・消火栓等の防火施設が設置されていないものは早期に設置し、防災に努める。
- ・維持的措置として、定期的にシロアリ等病虫害防除を行う。
- ・部分的な小規模な部材の破損等には維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理を定期的に行い、また小修理のサイクルを繰り返した後に解体修理を実施するといった、

継続的な維持のための取組を行う。

- ・修復の手順については、文化財指定建造物に準ずるものとする。

#### ■ 近代の建造物（コンクリート、鉄、煉瓦造）

- ・煉瓦造建造物は、亀裂等の破損がみられるものがあることから、破損状況調査等に基づき、計画的に復旧する。
- ・煉瓦造建造物は、必要に応じて耐震のための補強を検討する。補強が必要となった際には、史跡の価値を減ずることがないように工法等を十分に検討する。
- ・コンクリート、鉄を用いた建造物は解体が困難であるため、各要素の状況に応じて補強や劣化の進行防止策等を講じることになるが、そのために必要なモニタリング（定点観察等各種調査）による経過観察を行うとともに、定期的な保存状態の把握に努める。復旧に際しては、調査工事や試験施工を積極的に実施し、最新の保存技術の採用に努める。なお、保存整備事業後においても、経常的なモニタリングにより遺構の状態を把握する。
- ・建造物の内部が倉庫や博物館など本来とは別の用途に供されているもので、本来の建造物の機能等を理解するため内部の復旧が必要なものについては、現機能の移転を行い、計画的に本来の形状に復する。

#### ■ 建造物と一体となった機械類

- ・建造物内の機械類は、本質的価値を有する建造物と一体であり、その保存は史跡の価値を担保する上で重要である。機械類は、日常的な点検により保存状態を把握し、必要に応じて注油や錆止めなどの維持的措置を施す。

#### ■ 露頭掘り跡、間歩・坑道、石材切出し痕（石切場跡）

- ・露頭掘り跡は、地形の窪み等として確認できるものであり、土地と一体となった遺構として、適切な維持管理（点検・維持的措置）によって現状を維持する。
- ・樹木の繁茂によって遺構に損傷を与える恐れがあるものについては、伐採も検討する。
- ・間歩・坑道は、一部が公開されており、遺構保存と人命の安全確保の両面から岩盤等の強度に関して定期的な調査を実施し、必要な場合には崩落防止等の対策を実施する。
- ・非公開の間歩・坑道で坑口が開口しているものは、遺構の保存や事故防止のための人止め柵等を設置する。
- ・石切場跡は、基本的には現状を維持する管理を行い、定期的に藻類等の付着物や漂着ゴミ等の除去等により一定の状況を維持する。

## 2) 地下遺構

- ・地下遺構が存在する土地あるいは存在する可能性のある土地については、現状変更等に際しては地下遺構の確認とともにその厳正な保存を図る。
- ・遺構保存等のために必要な場合には、計画的な発掘調査を実施するが、その保存のため範囲は必要最小限の箇所に留める。

### 3) 遺構と一体となった土地

- ・ 基本的には点検・維持的措置といった維持管理を基本として現状を維持する。
- ・ 露岩や急斜面、谷間の平坦地、山・丘陵等様々な地形条件からなるため、点検等によって土砂の流亡や崩落等が確認され、その危険性が生じた際には、原状復旧や必要な防災措置を講じる。
- ・ 間歩跡・露頭掘り跡等の中近世遺構を含む土地、あるいは急斜面に遺存する遺構については、落盤・落石等によるき損の可能性があるため、地形・地質等に関する調査を実施し、遺構の保存措置や遺構周辺を含めた防災措置を図る。また、当該地は地すべり等危険な箇所もあることから、見学者等の安全確保の観点から立入禁止区域の設定など事故防止に努めるものとする。
- ・ 土地にある樹木や様々な工作物等については、植物の繁茂や工作物等の老朽化等によって史跡の本質的価値を損なうことがないように、適切に維持管理する。

### 4) 遺構以外の要素

- ・ 佐渡奉行所跡に残るクロマツ林は、維持的措置や定期的な病害虫の防除等によって適切に管理し、必要に応じて補植等により更新を行い防風林としての機能を維持する。

### 5) 主たる要素に準ずるもの

- ・ 歴史的建造物以外の鉱山操業時の建造物は、当面は現状を維持する。将来の個々の建造物の取扱いについては、整備計画等で歴史的経緯や現状の機能等を踏まえて検討する。

## ② その他の諸要素

### 1) 史跡整備関連施設

- ・ 文化財の公開活用に関連する施設であることから、原則として現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置として原状に復する。
- ・ 経年的な劣化や破損によって、本来の機能が損なわれているもの、史跡景観を阻害しているものは、修理や更新を適宜行う。施設の更新にあたっては、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状とする。なお、改築及び新設するときには、周辺景観に配慮したものとし、説明板等については、更新・改修の際に意匠の統一を図る。
- ・ すでに環境整備が完了した遺跡については、見学者が常時訪れる場所として、特に公開区域の日常的な清掃、定期的除草、必要に応じた補修等の維持的管理の徹底を図る。

### 2) 自然的要素

- ・ 山、斜面、岩盤等の自然地形は、史跡及びその周辺にあって、史跡の全体景観を構成する重要な要素であり、史跡の保存や活用にも大きく影響する。これらの保存管理については、史跡の本質的価値を有する土地に準ずるものとする。

- ・佐渡金銀山を支えた鉱脈等を含む土地は、史跡の価値を補完する要素であり、地下あるいは青盤脈のように地表に露出するかたちで、史跡とその周辺にまで及んでいる。これらは、落盤・滑落等による史跡への影響や地すべり等による人命への危険性も想定されることから、日常の点検と景観に配慮した防災対策を進める。なお、佐渡金銀山の地質は、佐渡市が推進するジオパーク事業の中のジオサイトの一つでもあり、優良鉱脈の公開等による活用も検討する。
- ・史跡指定地内に分布する植栽木・自生木（二次林・自然林）の大半は、史跡の本質的価値である遺構上やその周辺にあり、史跡の景観を形成する大きな要素となっている。樹木・樹木の機能や役割に応じて、定期的な剪定、下草刈り、つる切り、枝打ち、枯損木等の伐採といった維持的措置によって、史跡を構成する良好な風致景観の維持・形成に努める。二次林については、里山林としての多様な機能を発揮するために、所有者、管理者、地域住民等が協力して、定期的な伐採を含めた林相の保全、活用に向けた取組を行う。
- ・重要な遺構の分布する地や隣接地で、遺構の保存に影響を与えているものやその恐れのあるもの、また十分に管理がなされないまま放置された状態で荒廃が進んでいる箇所については、間伐等を実施し、遺構の保護と景観の保全を図る。特にコンクリート構造物上等重要遺構の直上の樹木は伐採・移植等を行う。
- ・鶴子銀山跡にみられる人工林は、経済林として一定の樹齢に達した時に伐採され、木材等生産機能を有する木である。しかし、森林のもつ水土保持や生物多様性維持、環境保全、良好な風致景観形成といった公益的機能も期待される。よって主伐時期に広面積の一斉皆伐を実施すると、広大な裸地が生じ公益的機能を減じる恐れがあり、特に歴史的風致が大きく損なわれることが予想されることから、主伐に際しては一斉皆伐を避け、長伐期化や段階的な針広混交林への誘導を図る手法の導入などについて、所有者・関係機関等で協議していくものとする。また、間伐等の際の作業道の設置の必要性が生じた際には、遺構の保存・景観の保全等の上から十分な協議、検討を行う。立木に地上権が設定されている箇所が、遺構等の保存の上から伐採等に対して著しい制限が生じる場合は、立木補償や公有化を行う。
- ・保安林等防災機能をもつ森林は、防災と併せて環境保全機能をもつ森林の保育に必要な管理を行う。

### 3) 社会的要素

- ・道路施設や防災施設、河川及び海岸管理など住民生活の維持・改善や公益上必要な事業については、遺構確認と遺構保存を前提とし、史跡景観に配慮したものとする。
- ・既存の擁壁等の防災施設の更新の際には、景観に配慮した工法等の導入を検討する。
- ・電柱・高圧線鉄塔・電波塔などは地域住民の生活に密接に関わるものであり、当面は現状を維持するが、その移設や改装にあたっては、地下遺構への影響の確認と遺構の保護を前提とし、史跡の景観保全にも配慮したものとする。また、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去も検討する。

- 一定の規模を占める駐車場や、食堂・売店・便所等の便益的な施設は、改築等の際は、周囲の景観に調和したものとするよう配慮する。また、散策者の増加による増築等の際には、史跡の保存を最優先とするため、事前の発掘調査等を実施し、遺構が確認された場合は設置場所の変更を検討する。
- 史跡と直接関係は無いが、歴史的建造物であって地域の歴史にとって重要な施設は、更新等の際には、現状での保存または移設を検討する。
- 史跡とは直接関係無い施設で、指定地外で代替え可能な機能・施設は、更新等の際には、撤去あるいは移設を検討する。

### 3. 現状変更等の取扱い

#### (1) 文化財保護法による現状変更等の規定

佐渡金銀山遺跡の史跡指定地においては、「文化財保護法」（以下「法」という）第125条第1項の規定に基づき、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、法第125条第1項に規定する現状変更等の制限については、ただし書きがあり、「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可不要行為とされている。法第125条第2項にある維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に規定されている。

なお、現状変更行為のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、佐渡市教育委員会がその事務を行う。

#### ■文化財保護法

##### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第125条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

(3～7 省略)

#### ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則 (維持の措置の範囲)

**第4条** 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (2) 現状変更等の対象行為

法第125条第1項に規定する、「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、佐渡金銀山遺跡で想定される行為を以下にまとめる。

### ① 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

佐渡金銀山遺跡において想定される現状変更には以下の行為がある。

- ア 建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更
- イ 工作物の設置、改修、除却、色彩の変更
- ウ 土地（水面下を含む）の掘削、切・盛土等土地の形質の変更
- エ 木竹の伐採、植栽、移植
- カ 鉱物の採掘、土石類の採取
- オ 発掘調査等各種学術調査、文化財の保存・活用等に係わる行為

### ② 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

佐渡金銀山遺跡において想定される保存に影響を及ぼす行為には以下の行為がある。

- ア 歴史的建造物への構造上安全許容度を超える重量物の搬入・通行
- イ 落石等の恐れのある斜面地や歴史的建造物・土木構造物の隣接地における振動を与える行為
- ウ 地下及び地上遺構のある史跡指定地隣接地での掘削を伴う行為
- エ 石造物の拓本とり
- オ 未処理の坑内水の河川・海への排出

### (3) 現状変更等の取扱基準

#### ① 現状変更等の取扱いの基本方針

佐渡金銀山遺は、わが国を代表する鉱山遺跡として国の史跡に指定された重要な遺跡である。また世界遺産の暫定リストにも掲載されており、日本のみならず国際的にも保護されるべき、人類共有の文化遺産である。よって、史跡佐渡金銀山遺跡の保護のために、原則として、史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。ただし、史跡指定地内には地域住民の生活を維持する上で必要不可欠な道路・河川などの公益的施設、宅地、駐車場・食堂等史跡見学上の便益的施設、木材資源としての植林地などもあることから、これら住民生活や公益上等の行為に係わる現状変更等については、史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることとする。

現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡としての景観の保全に配慮するなど、史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。

各種現状変更等に際しては、原則として佐渡市教育委員会と事前協議を行うものとする。特に事業規模の大きい公共・公益事業が予定される場合は、計画段階から佐渡市教育委員会等関係機関で協議・調整を図る。

建築物・工作物の新築（設置）については調査整備委員会等の承認を得たものとし、その他の増築、改築（改修）、色彩変更の場合は、景観法に基づく佐渡市景観計画に定めた景観形成基準に準ずるものとする。

#### ② 許容される現状変更等の行為と許可基準

##### 1) 現状を変更する行為

佐渡金銀山遺跡における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。言及されていない事案については、佐渡市教育委員会を通じて文化庁と協議を行うものとする。現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の発掘調査または佐渡市教育委員会の立会等を要する。発掘調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

##### ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であること。調査整備委員会等の承認を得たもの。

##### イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

新たな施設の設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、史跡の本質的価値への影響が最小限となること。災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、調査整備委員会等の検討結果に基づき、計画的に実施するものであること。

- ・法第 115 条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策
- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- ・史跡の保存管理・整備活用のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更およびこれらに伴う土地の形質の変更

#### ウ 公益上必要な行為

遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。また計画段階で佐渡市教育委員会等関係機関で事前協議・調整を行うこと。以下に示す公益上必要な行為に伴う、「建築物、工作物の新築（設置）・改築（改修）・除却・色彩の変更」「土地の形質の変更」「木竹の伐採、植栽、移植」。建築物は工事用プレパブ等仮設のものに限る。

- ・防災、道路、河川、海岸関連の公共（土木）工事
- ・電柱・電線・鉄塔等、地下埋設の配管類の設置、改修、除却等

#### エ 地域住民の生活上必要な行為、資料館等公共施設の維持上必要な行為、史跡見学者の便益に関わる行為

遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。また計画段階で事前協議を行うこと。便益的施設の新築・改築は調査整備委員会等の承認を得たものとする。

- ・地域住民の日常生活上必要な建築物、工作物の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更
- ・史跡以外の文化活動に供する資料館等公共施設の補修、除却等
- ・史跡見学者の便益に関わる建築物、工作物（便益的施設）の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更

#### オ 植林・二次林等森林の機能維持のために必要な行為

遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。植林の間伐・主伐に際しては、対象範囲・施業方法等について事前協議を行う。

- ・森林のもつ環境保全や木材生産林等の機能の維持のために必要な木竹の間伐・主伐、植栽及び伐採に伴う行為

## 2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに佐渡市教育委員会と事前協議し判断するものとする。

### ③ 現状変更等の許可が不要な行為

#### 1) 法第 125 条のただし書きにある許可不要行為

##### ア 維持の措置

- ・ 枯損木・倒木・枯れ枝の伐採及び除去。支障枝・危険枝の伐採。ただし支障枝・危険枝については景観に重要な影響を及ぼさない場合に限る。(第 4 条第 2 号及び第 3 号)
- ・ マツクイムシ等病虫害に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去(第 4 条第 2 号)
- ・ 降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻し(第 4 条第 1 号及び第 2 号)
- ・ 石垣の 1～数石の天端石等が転落や転倒した場合の、石材の原位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等(第 4 条第 1 号及び第 2 号)
- ・ 老朽化や破損した看板等小規模な史跡整備関連施設の撤去(第 4 条第 3 号)

##### イ 非常災害のために必要な応急措置

- ・ 大雨、台風、地震等の際に、斜面崩壊危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う土嚢の設置や、崩落した土砂・落石の撤去、簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置等

なお、災害等で史跡を構成する本質的要素である土地等にき損・滅失が生じた際に、応急かつ緊急的に復旧工事を行う場合は「き損届」(法第 33 条)と終了後は終了の報告を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、き損以前の状態に復する行為に含めて改善等の措置を行う場合は、現状変更の対象となる。

##### ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

- ・ イベント等に伴う仮設の簡易な工作物の設置、看板等の掲示
- ・ 史跡指定地内に居住する住民の宅地内で行う、建築物・工作物の小規模補修・改善

## 2) 史跡を構成する要素の「維持管理」行為

### ア 史跡の本質的価値を構成する諸要素、史跡整備関連施設の維持管理

- ・ 遺構、遺構と一体となった土地の見回り、清掃・除草
- ・ 木造建造物の定期的な病虫害防除の薬剤散布、鉄造建造物のサビ止め塗装、近代の建造物と一体となった機械類の清掃・給油・試験運転等
- ・ 維持の措置(③1)ア参照)として行う軽微な補修、改善

- ・史跡整備関連施設のうちで、看板類、管理用柵・門扉類、ベンチ等小規模工作物の補修・更新・撤去。但し、更新は、従前と同じ位置・規模・素材・色彩によるもので、掘削を伴うものは、従前の掘削範囲以内のものとする。管理団体以外が行う行為は佐渡市教育委員会と事前協議する。但し、更新等に際して、景観に配慮したデザイン・工法を用いる場合は、素材・色彩等については変更可能なものとする。
- ・植栽木・景観木の薬剤散布、剪定、下草刈り、つる切り、枝打ち、危険木・枝や枯損木・枝の伐採等の植物管理。シバ等地被・草本類、小灌木類の刈込・剪定、更新

#### イ 公共（土木）施設の維持管理

- ・道路の不陸等の部分的な整正補修や、道路附属施設・防災施設・河川施設の補修・更新。補修・更新は、従前と同じ位置・規模・素材・色彩によるもので、掘削を伴うものは、従前の掘削範囲以内のものとする。但し、更新等補修に際して、景観に配慮したデザイン・工法を用いる場合は、佐渡市教育委員会と調整の上、素材・色彩等については変更可能なものとする。

#### ウ 資料館等公共施設、便益的施設の維持管理

- ・資料館、食堂、売店等の屋根や壁、扉の部材の経年的な劣化や部分的なき損、駐車場等舗装面の部分的な不陸等における、従前と同じ素材・材料・色彩による補修や材料の交換。但し佐渡市教育委員会と事前協議する。

#### エ 二次林、人工林（植林）の維持管理

- ・下草刈り、つる切り、枝打ち、危険木・枝や枯損木・枝の伐採等

### （４）公有化の考え方

#### ① 史跡指定地における土地等の所有、権利等の状況

史跡佐渡金銀山遺跡の指定面積約 217.7ha の内、民有地は全体の 1 割余りの約 29ha である。遺跡ごとにみると、中近世遺跡は鶴子銀山跡及び片辺・鹿野浦石切場跡の一部に民有地があり、その他は全て公有地である。近代遺跡は全城市有地である大立地区以外には民有地が含まれているが、これら民有地の大半は、佐渡金銀山の鉱業権者でもある[(株)ゴールデン佐渡]が所有している (P3-6 図 3-1、P4-7 図 4-1 参照)。

また、指定面積の約 8 割を占める鶴子銀山跡は、昭和 21 年(1946)の閉山後に三菱鉱業(株)の所有地が地元地区に払い下げられ、現在は特別地方公共団体所有地(財産区)として市が管理しており、鶴子銀山跡の土地所有状況はこれら財産区や市有地が大半を占めている。また、鶴子銀山跡にはスギやアカマツの植林地が多く見られるが、その大半は国(林野庁)と県公社が管理経営する分収林地であり、地上権が設定されている。

なお、[(株)ゴールデン佐渡]が所有する鉱業権は、石切場跡・戸地地区以外の史跡指定地を含めた広い範囲（資料 P5-3 参照）に設定されているが、平成元年(1989)に佐渡鉱山としての操業を休止した後は試掘・採掘は行っておらず、専ら鉱業法に基づいた坑道等鉱山施設の安全管理等に当たっている。

民有地の土地利用の現状は、[(株)ゴールデン佐渡]所有地は敷地内に遺存する近代遺跡の歴史的建造物等を維持管理し、一般に公開（一部未公開）している。その他の民有地では、南沢疎水道や神明トンネル・諏訪隧道といった遺構の地上部の土地が宅地等に利用され、送電線鉄塔といった公益的な施設が一部ある他は、耕作放棄地や山林等となっており特に利用はされていない。

この他、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡の海面部分には、漁業権が設定されているが、特に当該地で規制の対象になるような漁業は行われていない。

## ② 公有化の目的と公有化等買い取りの考え方

管理団体である佐渡市は、佐渡金銀山遺跡の史跡指定地内における土地又は建造物、立木等の土地の定着物（以下「土地等」という）で、必要と認められる場合は、買い取り（公有化）を行う。土地等の公有化は以下の必要性から行う。

### ア 補償的措置としての公有化

- ・現状変更等の規制により土地等の利用に著しい支障を生じた際に、財産権の制限に対する補償的措置として土地等の公有化等を行う。
- ・民有地においては、現在のところ遺構等の保存に著しい影響が出るような現状変更等が行われる可能性はあまり想定されないが、補償のための公有化の必要性が生じた際には、対象となる土地等の規模や物件数に応じて順次計画的に対応する。

### イ 史跡の保存管理、整備活用等のための公有化

- ・史跡の保存と管理を推進し、さらに積極的な公開・活用を図るために必要な土地等について公有化を行う。
- ・史跡の保存管理、整備活用等のための公有化は、整備計画等に基づき計画的に行う。
- ・立木の補償については、関係機関・関係者と協議の上、整備計画等で必要な範囲等を定める。

## 4. 地区別保存管理と現状変更等の取扱いの方針

### (1) 地区区分

史跡指定地は点的で狭いもの、広大な面積を有するものなど、沿岸部、山間部等様々な立地条件のもとで、中近世遺跡、近代遺跡と時代や要素の内容・性質が異なる状況で分布している。これらを保存管理するにあたって、遺跡の内容、土地利用の状況等から以下に示すように12の地区に区分する。これらの地区毎に保存管理及び現状変更等の取扱い方針を示すものとする。

また、IV章で取り上げた近代遺跡の大間地区についても、史跡には未だ指定されていないが、条件が整い次第追加指定の予定であることから保存管理の方針等を別途示すものとする。

表5-3 史跡指定地及び追加指定予定地の地区区分

<史跡指定地>		
	地 区	遺跡の内容・特徴
中近世遺跡	① 鶴子銀山跡	佐渡金銀山の発展の魁となった銀山跡
	② 佐渡奉行所跡	近世佐渡金銀山の統治及び金銀生産・管理拠点であった役所跡
	③ 道遊の割戸	佐渡金銀山遺跡のシンボリックな露頭掘り跡
	④ 宗太夫間歩	近世間歩を代表する大規模斜坑道
	⑤ 大久保長安逆修塔、河村左衛門供養塔	佐渡金銀山の発展に貢献した代官（奉行）を祀った石造物からなる遺跡
	⑥ 南沢疎水道	坑内水を排水する特異な水貫坑道
	⑦ 鐘楼	近世の相川の市街地に建造された時鐘で、往時の面影を今に伝える歴史的建造物
	⑧ 吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡	鉱山の選鉱に使用した上磨・下磨用石材の石切場跡
近代遺跡	⑨ 大立地区	明治初期の西洋の技術を導入した大規模堅坑
	⑩ 高任・間ノ山地区	明治中期の日本人技術者により開発された採鉱拠点
	⑪ 北沢地区※	明治の近代化以降、鉱山全体の管理・選鉱・製錬の一大拠点
	⑫ 戸地区	鉱山施設への電力供給基地
※御料局佐渡支庁跡を含む		
<追加指定予定地>		
(近代遺跡)	大間地区	鉱石の搬出や物資の搬入等、運輸拠点としての積出し港